

## 鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例の

### 一部を改正する条例（案）要綱

#### 1 改正する目的

防疫等業務に従事した消防職員の特殊勤務手当、及び新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した消防職員の特殊勤務手当の特例を定めるためである。

#### 2 改正する内容

(1) 防疫等業務に従事した消防職員に対し、特殊勤務手当を支給することとし、その額を定めること。（第5条関係）

※ 特殊勤務手当の支給対象とする防疫等業務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による一類感染症、二類感染症、三類感染症等の感染症の患者に接する業務）は、鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例施行規則で定める。

(2) 新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するための業務に従事した消防職員に対し、特殊勤務手当を支給することを定めること。

（附則第3項（新設）関係）

(3) 附則第3項に規定する消防職員の特殊勤務手当の額を定めること。

（附則第4項（新設）関係）

#### 3 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

鳥取県東部広域行政管理組合職員特殊勤務手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は_____、次に定める額とする。</p> <p>(1) 災害防除業務又は潜水業務に従事した消防職員 <b>従事1回につき700円</b></p> <p>(2) 救急救命士の資格を有する消防職員が救急業務に従事した場合 <b>従事1回につき700円</b></p> <p>(3) 救急業務又は救助業務に従事した消防職員 <b>従事1回につき300円</b></p> <p>(4) 公用車の運転(緊急出勤に限る。)に従事した消防職員</p> <p>ア 梯子車、化学車等大型免許を必要とする車両を運転した場合 <b>従事1回につき200円</b></p> <p>イ ア以外の車両を運転した場合 <b>従事1回につき100円</b></p> <p><b>(5) 防疫等業務に従事した消防職員 従事した1勤務につき1,000円</b></p> <p><b>(6) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる業務に従事した消防職員 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める金額</b></p> <p>ア 深夜における勤務時間が2時間以上 <b>従事した1勤務につき730円</b></p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間未満 <b>従事した1勤務につき200円</b></p> <p>附 則</p> <p><b>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための消防職員の特殊勤務手当の特例)</b></p> <p><b>3 消防職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定</b></p>	<p>(消防職員の特殊勤務手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、<b>従事1回につき</b>、次に定める額とする。</p> <p>(1) 災害防除業務又は潜水業務に従事した消防職員 <b>700円</b>_____</p> <p>(2) 救急救命士の資格を有する消防職員が救急業務に従事した場合 <b>700円</b>_____</p> <p>(3) 救急業務又は救助業務に従事した消防職員 <b>300円</b>_____</p> <p>(4) 公用車の運転(緊急出勤に限る。)に従事した消防職員</p> <p>ア 梯子車、化学車等大型免許を必要とする車両を運転した場合 <b>200円</b>_____</p> <p>イ ア以外の車両を運転した場合 <b>100円</b>_____</p> <p>(新設)</p> <p><b>(5) 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)において行われる業務に従事した消防職員 次のア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める金額</b></p> <p>ア 深夜における勤務時間が2時間以上 <b>730円</b>_____</p> <p>イ 深夜における勤務時間が2時間未満 <b>200円</b>_____</p> <p>附 則</p> <p>(新設)</p>

める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であつて管理者が定めるものに従事したときは、消防職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第5条第2項第5号の規定は適用しない。

4 前項の手当の額は、業務に従事した1勤務につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他管理者がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

（新設）

## 支給要件及び手当額の比較表

	支給要件	手当額	
		作業1日当たり 4,000円	作業1日当たり 3,000円
国	<p>新型コロナウイルス感染症から国民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって人事院が定めるもの</p> <p>新型コロナウイルス感染症から国民の生命・健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって県人事委員会が定めるもの</p> <p>①患者又はその疑いのある者に接して行う看護の業務 ②患者又はその疑いのある者に接して行う問診業務 ③患者又はその疑いのある者を移送する業務 ④患者又はその疑いのある者の受け入れしている宿泊施設において行う生活支援等の業務 ⑤病原体の付着した物件若しくは疑いのある物件の処理業務（感染を予防するための衣服等を着用して行うものに限る）</p>	<p>・患者又はその疑いのある者の身体に直接接触する作業 ・患者又はその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業等</p> <p>日額 4,000円</p>	<p>左記以外</p> <p>日額 3,000円</p>
鳥取県	<p>新型コロナウイルス感染症から市民等の生命・健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって規則で定めるもの</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の患者の看護 ②新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に対して行う検体の採取業務 ③新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件の処理又は患者等を移送する業務 ④患者等に対して行う問診業務及び調査業務 ⑤前2号に掲げる業務に準ずると市長が認める業務</p>	<p>・患者等の身体に接触して行う作業又は長時間（1日の累計で1時間以上）にわたり接して行う業務</p> <p>日額 4,000円</p>	<p>左記以外</p> <p>日額 3,000円</p>
鳥取市	<p>新型コロナウイルス感染症から市民等の生命・健康を保護するために緊急に行われる感染の危険を伴う業務であって規則で定めるもの</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の患者の看護 ②新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に対して行う検体の採取業務 ③新型コロナウイルス感染症の病原体の付着した物件の処理又は患者等を移送する業務 ④患者等に対して行う問診業務及び調査業務 ⑤前2号に掲げる業務に準ずると市長が認める業務</p>	<p>①及び②の業務</p> <p>日額 4,000円</p>	<p>③及び④の業務</p> <p>日額 3,000円</p>
東部消防局 (案)	<p>新型コロナウイルス感染症から住民の生命・健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって管理者が定めるもの</p> <p>①患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）に行う救急業務 ②患者等に行う別に定めた要綱による救急応援業務 ③協定に基づく患者を移送する業務 ④①～③に準ずると管理者が認める業務</p>	<p>・患者等の身体に接触して行う作業（救急業務）又は長時間にわたり接して行う業務</p> <p>日額 4,000円</p>	<p>左記以外（移送業務等）</p> <p>日額 3,000円</p>

## 鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正する条例（案）要綱

### 1 改正する目的

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成14年総務省令第24号）の一部改正に伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を見直すとともに、所要の整備を行うためである。

### 2 改正する内容

- (1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限を200kWまで拡大すること。（第11条の2関係）
- (2) 急速充電設備の全出力の上限拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準を改正すること。（第11条の2関係）
- (3) 火を使用する設備等の設置の届出に急速充電設備を追加すること。（第45条関係）
- (4) その他所要の整備を行うこと。（第3条、第8条の3、第17条、第45条関係）

### 3 施行期日

令和3年4月1日とする。

### 4 経過措置

この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(炉)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として<b>消防長</b>が指定するものに行わせること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<b>第45条第11号</b>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<b>電気自動車等</b>（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。<b>第12号</b>において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<b>200キロワット</b>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及</p>	<p>(炉)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 炉の管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 液体燃料を使用する炉及び電気を熱源とする炉にあっては、前号の点検及び整備を必要な知識及び技能を有する者として<b>消防局長</b>が指定するものに行わせること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(燃料電池発電設備)</p> <p>第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに<b>第45条第10号</b>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、ス及びセを除く。）、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項（第7号を除く。）並びに第12条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、_____電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。_____以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力<b>50キロワット</b>を超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造</p>

び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

**(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。**

**(2)** (略)

**(3)** (略)

**(4)** (略)

**(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等** \_\_\_\_\_との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

**(6) 急速充電設備と電気自動車等** \_\_\_\_\_が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

**(7) 急速充電設備と電気自動車等** \_\_\_\_\_の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

**(8)** (略)

**(9)** (略)

**(10)** (略)

**(11)** (略)

**(12)** (略)

**(13) コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。**

**(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を**

及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(新設)

**(1)** (略)

**(2)** (略)

**(3)** (略)

**(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気** \_\_\_\_\_**を動力源とする自動車等** \_\_\_\_\_との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

**(5) 急速充電設備と電気** \_\_\_\_\_**を動力源とする自動車等** \_\_\_\_\_が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

**(6) 急速充電設備と電気** \_\_\_\_\_**を動力源とする自動車等** \_\_\_\_\_の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

**(7)** (略)

**(8)** (略)

**(9)** (略)

**(10)** (略)

**(11)** (略)

(新設)

(新設)

与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。 \_\_\_\_\_

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) (略)

(18) (略)

2 (略)

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

(新設)

(12) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア 電圧及び電流を自動的に監視する構造とし、電圧又は電流の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(新設)

(新設)

(13) (略)

(14) (略)

2 (略)

(水素ガスを充てんする気球)

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(8) (略)

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。



- ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。
- イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。
- ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。
- エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
- オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

**(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）**

**(11)** (略)

**(12)** (略)

**(13)** (略)

**(14)** (略)

**(15)** 水素ガスを充填する気球

- ア 屋外の通風のよい場所で行うこと。
- イ 操作者以外の者が近接しないように適当な措置を講ずること。
- ウ 電飾を付設するものにあつては、電源を遮断して行うこと。
- エ 摩擦又は衝撃を加える等粗暴な行為をしないこと。
- オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(10)～(12) (略)

(火を使用する設備等の設置の届出)

第45条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならない。

(1)～(9) (略)

(新設)

**(10)** (略)

**(11)** (略)

**(12)** (略)

**(13)** (略)

**(14)** 水素ガスを充てんする気球

## 火災予防条例の一部改正資料

### 1 背景

電気自動車等に搭載される電池の大容量化に伴い、今後全出力50kwを超える急速充電設備が普及することが予想される一方で、現行の制度では、全出力50kwを超える急速充電設備は、変電設備として規制され、電気自動車等の運転手による充電ができない等の不都合が生じることとなり、火災予防条例の一部を改正するもの。

### 2 改正の内容

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」が令和2年8月27日に公布されたことに伴い、急速充電設備の全出力の上限を50kwから200kwまで拡大し、火災予防上必要な処置として、位置、構造及び管理の基準を改めるとともに、50kwを超え、200kw以下の当該設備について届出をさせるもの。

### 3 新たに必要となる火災予防上必要な処置

対象部位	処置の内容
機器本体	【屋外に設置する場合】(全出力50kw以下及び消防長又は消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)※告示により延焼を防止するための措置を定める予定としている。建築物から3m以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときを除く。
コネクター	操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものを除く。
充電用ケーブル	【冷却するために液体を用いるもの】 (1) 漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。 (2) 液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
複数の充電ケーブルで同時に複数に充電するもの	出力切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。
内蔵する蓄電池	温度及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合は、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

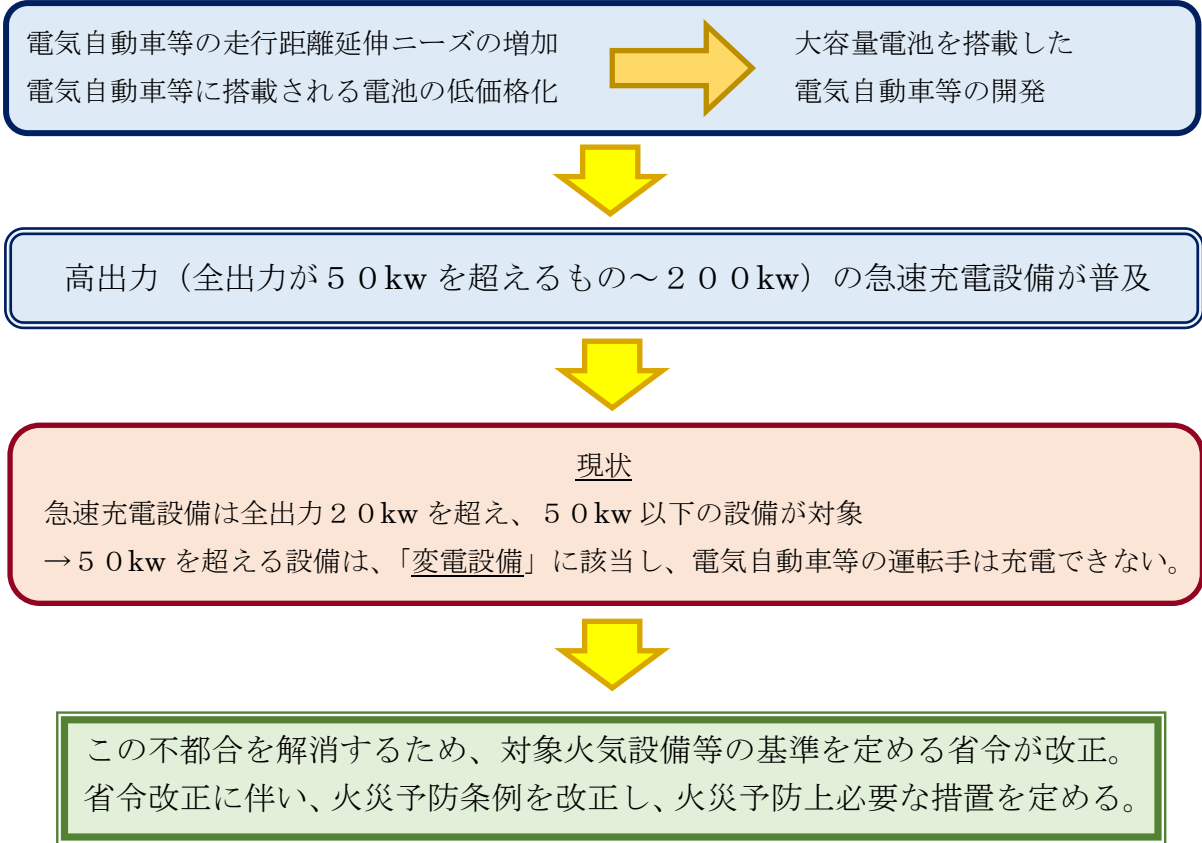
### 4 施行日

令和3年4月1日

### 5 経過措置

既に設置されている急速充電設備及び設置工事中の急速充電設備は、改正前の基準の例による。

改正に至った経緯



現行と改正後の比較図

現行	全出力	～20kw まで	20kw 超～50kw まで	50kw 超～	
	条例規制	規制なし	急速充電設備	変電設備	
	届出	不要		変電設備として必要	
改正後	全出力	～20kw まで	20kw 超～50kw まで	50kw 超～200kw まで	200kw 超～
	条例規制	規制なし	急速充電設備		変電設備
	届出	不要		急速充電設備として必要	変電設備として必要